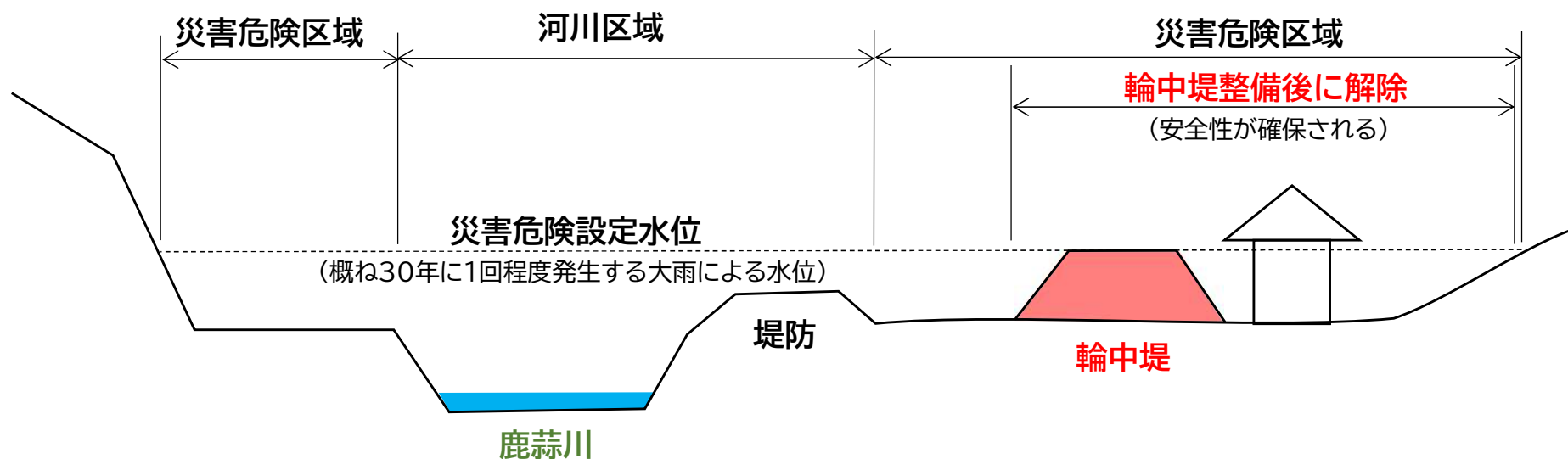


災害危険区域指定による土地利用規制

- 新たな宅地化の進展による浸水被害の増大を防止するため、令和5年4月に施行した南越前町条例※により、一級河川鹿蒜川流域において、出水による危険が著しいと認める区域を災害危険区域として指定し、立地規制を実施
- 河道改修により浸水が解消、または輪中堤により防護され区域の安全性が確保された場合、災害危険区域から解除となる。



※ 南越前町災害危険区域に関する条例
令和5年3月24日(南越前町条例第8号)